

建設局

担当：土木管理部放置車両対策課

電話：222-3524

「都心部放置自転車等対策アクションプログラム」に掲げる

自転車等撤去強化区域の拡大及び再編について

～「歩いてたのしいまちづくり」に向けた取組！～

京都市では、これまでから、「京都市自転車総合計画」に基づき、自転車や原動機付自転車を利用するうえで必要なハード面での「環境整備」と放置防止啓発等によるソフト面での「利用マナー・ルールの確立」を両輪とした放置自転車等の対策に取り組んできました。

このたび、昨年10月に策定した「都心部放置自転車等対策アクションプログラム」に掲げる取組の一つとして、都心部（先斗町通、綾小路通、両替町通、押小路通に囲まれた地域）における放置自転車対策を強化するため、下記のとおり、自転車等撤去強化区域を拡大、再編しますので、お知らせします。

本年9月1日以降、地域との協働による啓発・監視活動と連携しながら、放置自転車の撤去等を強化し、「歩いてたのしいまちづくり」を推進していきます。

記

区 域	新たな区域の名称	効力が生じる日
都心部 (先斗町通、綾小路通、両替町通、押小路通に囲まれた地域)	都心部自転車等撤去強化区域	平成19年9月1日
京阪三条駅周辺(※)	三条京阪自転車等撤去強化区域	
京阪四条駅周辺(※)	四条京阪自転車等撤去強化区域	
四条烏丸周辺(※)	四条西洞院自転車等撤去強化区域	

※ 京阪三条駅、京阪四条駅及び四条烏丸周辺の区域については、従来から各々、自転車等撤去区域を指定し、放置自転車等の撤去等に努めてきており、今回は、別紙図面のとおり、都心部を新たな区域に指定するに併せて、従前の区域を再編している。

(参考)

■ 「都心部放置自転車等対策アクションプログラム」について

京都市が、「歩いて楽しいまちなか戦略」の一環として、都心部での放置自転車問題の抜本的解決を図るため、平成18年度からの5年間で集中的に取り組む放置自転車対策のメニューとスケジュールを明らかにしたもの。具体的には、「駐輪スペースの確保」と「駐輪マナーの向上」を柱に、以下のとおり、5つのアクションで構成されている。

アクション1

2,500台分の自転車等駐車場の整備(平成18年度～平成22年度)

アクション2

自転車駐車場付置義務の強化(平成21年度)

アクション3

民間自転車等駐車場整備助成金の創設(平成20年度)

アクション4

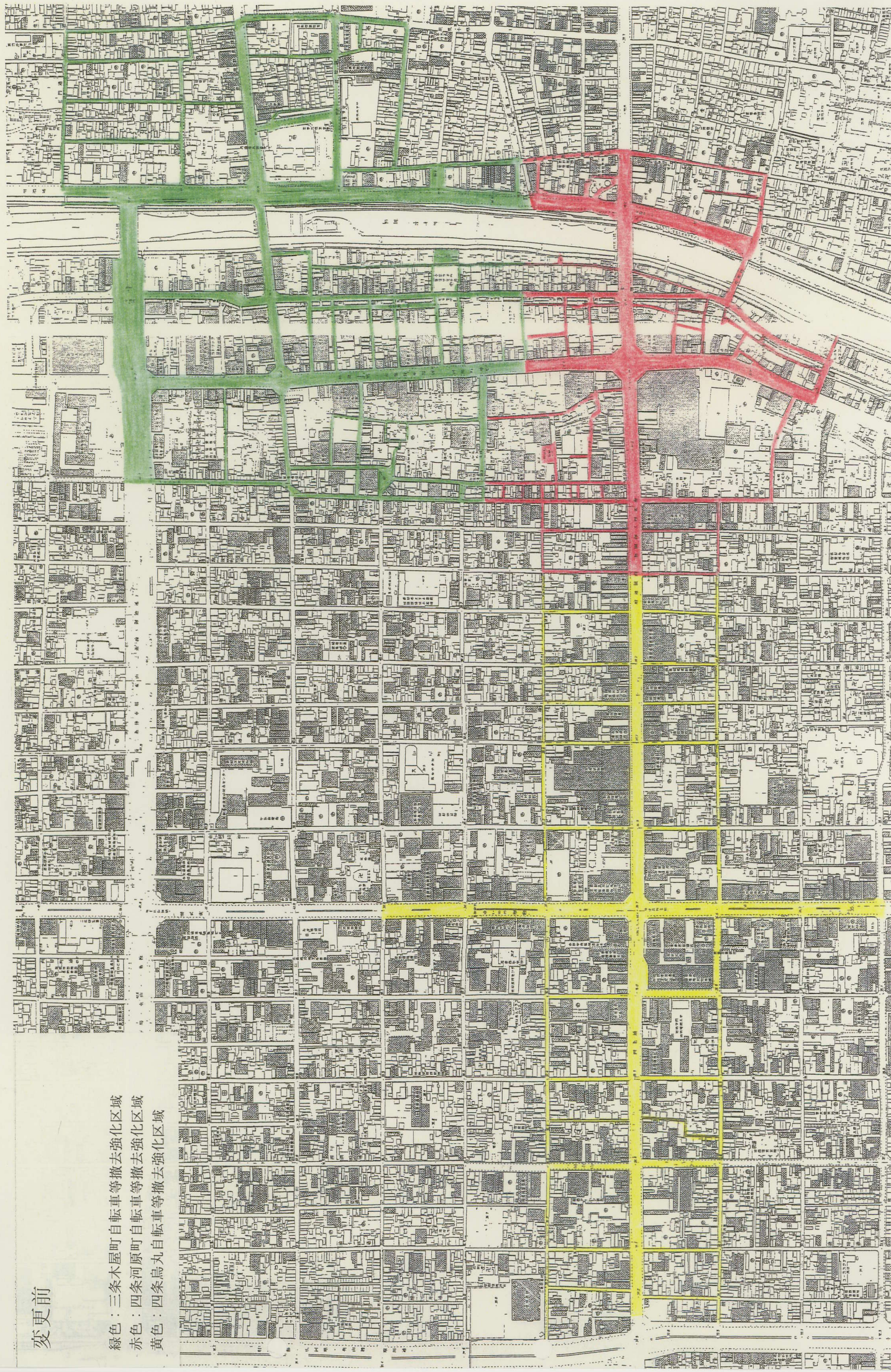
地域との協働による啓発・監視活動(平成19年度)

アクション5

放置自転車撤去の強化(平成19年度)

变更前

- 绿色：三条木屋町自転車等撤去強化区域
- 赤色：四条河原町自転車等撤去強化区域
- 黄色：四条烏丸自転車等撤去強化区域



変更後

- 青色：都心部自転車等撤去強化区域
- 緑色：三条京阪自転車等撤去強化区域
- 赤色：四条京阪自転車等撤去強化区域
- 黄色：四条西洞院自転車等撤去強化区域

